運　営　規　程

指定地域密着型通所介護
〔第１号通所事業〕
ときめきデイサービス グリーンヒル

指定地域密着型通所介護
ときめきデイサービス グリーンヒル　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人翠燿会が設置する指定地域密着型通所介護ときめきデイサービス グリーンヒル（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　ときめきデイサービス グリーンヒル

（２）所在地　　千葉県八千代市八千代台北１１―５－２

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤・兼務可）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（２）地域密着型通所介護従業者

①生活相談員　１人以上（兼務可）

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画（通所型サービス個別計画）の作成等を行う。

②介護職員　　１人以上(兼務可)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③機能訓練指導員　１人以上（兼務可）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員　　１人以上（兼務可）

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

二　「常勤換算方法」「育児・介護休業法」所定労働時間の短縮等の措置が講じら

れている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

三　「常勤」人員基準において常勤要件が設けられている場合、「産前産後休業」「育児休業」「介護休業」「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

四　人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じないように職種や業務ごとに具体的な考え方の省令等に沿って行えることとする。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日

（但し、１２月３１日から１月３日までを除く）

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間　１単位　午前 10 時～午後３時 30 分

（指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、１日 18 名とする。

（指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の内容）

第８条　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス

（２）食事サービス

（３）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション

（４）機能訓練

（５）健康チェック

（６）送迎

（７）グループ活動（介護予防）　など

第９条　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する

基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。

２　指定予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、「八千代市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等を定める要領」（以下「算定基準要領」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道(5㎞迄)500円(その後１㎞毎50円)を徴収する。

４　食事の提供に要する費用については、850円を徴収する。

５　その他、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

６　前５項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

７　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

９　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

１０事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむ得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。その場合、事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、八千代市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙﾊ千代台施設長及び管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる

よう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第１８条　身体拘束等の禁止

事業者は、ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

２　次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録

ロ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ　市町村への通知に係る記録

ニ　苦情の内容等の記録

ホ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

３　事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置する。なお、身体拘束委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができる。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

ハ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

ニ　利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第１９条　（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

２　重要事項を記載したﾌｧｲﾙ等を介護ｻｰﾋﾞｽの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで前項の掲示に代えることができる。

３　事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（地域との連携など）

第２０条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２２条　事業所は、全ての地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定第１号通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとします。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

６　事業所等は、書面（被保険者証に関するもの除く。）の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。

（テレビ電話装置等の活用）

第２３条　感染対策・虐待の防止検討・身体拘束適正化・事故防止検討等の委員会及び心身の状況等の把握・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取等において、テレビ電話装置等（ﾘｱﾙﾀｲﾑでの画像を介したｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ」、厚生労働省「医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」等を遵守する。

（利用者の安全・ｻｰﾋﾞｽの質の確保・職員の負担軽減に資する方策の検討）

第２４条　事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができる)を定期的に開催しなければならない。

（その他運営に関する留意事項）

第２５条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附　則

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

この規程は、令和６年4月１日から施行する。

この規程は、令和８年11月１日から施行する。